		1- 1		拨件(入永图以 <i>)</i>	
	センター名称	やすらぎミラージュ	大泉北	大泉学園	南大泉
I	運営方針				
	運営方針	ンスナムの中核機関としての反割を未た9より	地域のつながり(顔の見える関係)の再構築を目指し、地域住民や介護事業者等、関係機関と地域全体での見守りや支え合いの体制づくりに努	担当地域の大幅な変更を踏まえ、新しい地域を 含めた地盤固めを行う。町会や民生委員との連 携、医療機関への広報活動、商店や一般企業の 開拓を行い、チームオレンジ活動の充実と多世 代交流を目指す。	地域住民や、地域の関係機関とのつながりを大切にし、この地域の特色である地域で作り上げる「スプリングフェスタ」や地域のイベントに参加し、コロナ禍で縮小された地域活動を再開する。
П	組織運営体制				
	(3) 区および他センターとの連携	加し、区の高齢者・介護保険等施策の情報を 得るとともに、他センターの業務の実際につい		総合福祉事務所や他センターと情報や意見交換を行い連携を図る。高齢者虐待や安否確認など緊急性の高い事案について、総合福祉事務所に報告、協働して対応をする。	
	(6) 感染症や災害への対応力強化の取組み	画に取り組む。利用者に必要なサービスが安 定的・継続的に提供される体制を構築できるよ	目指し、受託法人内での協議において事業継	防災委員を配置し、法人併設事業所と防災訓練計画を策定し実施。大規模災害発生時の避難行動要支援者の安否確認については、区の研修に参加する。	
Ш	各事業の実施方針				
	1 包括的支援事業				
	(1) 総合相談支援業務 ②家族介護や複合的な課題を持つ 世帯への支援	に努める。また、複合的な課題を持つ世帯に は、必要に応じて連携推進係に繋げ、役割分	相談者に対し、必要な関係機関に繋ぎ、情報 共有と役割分担をしつつ、課題解決の支援に	社会情勢を踏まえ、介護離職防止の視点から関係機関と連携して支援を行う。多領域からの支援が必要な場合には、保健相談所や生活サポートセンター等と連携支援する。	各々が抱える課題に真意に向き合い、各関係 機関と連携を図りながら、課題解決に向けて の働きかけを行っていく。
			ー連の支援においては、高齢者虐待防止法の 要旨である「高齢者の安全確保」と「養護者の 支援」を理解しつつ支援を行う。	職員の意識啓発と対応スキル向上を図るため、虐待に係る外部研修を受講し、所内伝達をする。また支援方針については毎朝のミーティングで、他職種で検討を行う。	センター内で共有の上、高齢者虐待に係る相談、指導および助言、通報または届出の受理、高齢者の安全確認、養護者の負担軽減のための措置等迅速な支援を行う。
	(3) 包括的継続的ケアマネジメント 支援業務 ②介護支援専門員への支援	施に関し、計画作成に関しての指導、サービス 担当者会議の開催支援等、専門的な立場から	援を行ない、ケアマネジメント力強化の支援を	地域の介護支援専門員から地域包括の継続 支援を必要とするケースの認定調査の依頼が あった際は、必要性を確認したうえで調査を実 施し、介入や後方支援を行う。	区や地域の介護支援専門員と協働し研修を企画・運営することで、地域の中核を担う介護支援専門員の人材育成につながるよう努めていく。
	2 地域ケア会議				
	(2) 地域ケアセンター会議の開催	した担当地域内の地域味趣について、の情報	か安に応じて、高配有にかかる権利擁護寺间  別の地域によらず課題となるテーマに関する   理解変化の機会としても活用する	特に地域ケア会議で顕在化した地域課題を テーマとして取り上げ、介護事業所、民生委 員、町会自治会、ボランティア等の関係機関と 意見交換を行い、結果を共有する。	地域ケアセンター会議で把握された地域課題は、総合福祉事務所が開催する地域ケア圏域会議に報告し、地域の関係機関と課題解決に向けた検討を行う。
	3 在宅医療・介護連携の推進				
		療・福祉資源の把握に努め、それらに関する	化を行ったり、在宅医療・介護連携に関する研 修等(大泉コネクトカフェ)を計画的に開催す	担当地域の医療機関を訪問し、地域包括支援 センターの広報活動を行う。チームオレンジ事 業についても周知し、支援の必要な人とつな いでもらうよう行動する。	地域の医療・福祉資源の把握や情報の最新化に努め、地域の関係者間の連携に活用していく。
	4 認知症施策の総合支援				
	(1) 認知症に関する性談又接	係者からの相談にアセスメントを実施。その結果 に基づき必要な支援を把握しサービスや関係機	検診対象者や、認知症の高齢者および若年性 認知症の方やその家族等から、認知症および	「もの忘れ検診」において、要フォローと判断されたケースについて、これまでの相談歴を確認のうえアウトリーチを行い、必要な医療や社会資源につなぐ。	健診結果に応じて、専門医療機関への受診や
	5 生活支援体制整備				
	(乙) 真原用光	で通し、地域味趣で比強する。ての味趣に則	遊域の関係者と連携のうえ、センダーの業務   遂行において把握した不足する社会資源の創出に努める	毎月実施する出張型ケアカフェ、チームオレンジ事業である「ラジオ体操の集い」の自主グループ 化を目指し、地域のボランティア育成について生活支援コーディネーターと協働する。	地域ケア会議等の実施を通じ、担当区域内の 地域団体の活動支援や不足する生活支援 サービスについて創出できるよう努める。
	6 ひとり暮らし高齢者等訪問支援				
	(3) 向即有を見する地域 ブッ	高齢者の見守りに関わりのある団体や区民に 働きかけ、包括職員協力連携し、見守りの地	に努め、訪問支援業務の普及促進を図る。訪 問協力員やチームオレンジ活動で活躍できる	への参加、出張型街かどケアカフェへの協力要	地域団体や関係機関、専門機関に働きかけ、 関係性を構築し、「見守りし合える」地域づくり を行う。地域の老人会で介護予防講座を今後 も継続し、地域づくりに努める。

		令和5	牛皮	地域包括支援センター	事業計画技
	センター名称	大泉		やすらぎシティ	
Ι	運営方針				
	運営方針	地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して 住み続けられるよう職員が連携して支援を行い、新たな担当地域の区民に対しては、適切 な支援が行えるよう努めていく。	軟な事 門職科	地域の特性や実情を踏まえた↓	一内の各専 特有、連携、
Π	組織運営体制				
	(3) 区および他センターとの連携	毎月開催される大泉地域圏域連絡会に参加し、 区の施策の情報を得る。また福祉事務所併設の ため、担当地域外の相談にも対応し、速やかに 他包括へ連絡・連携を行う。	区の高もに、	開催される大泉地域圏域連絡会場齢者・介護保険等施策の情報を ではないでは、 ではないでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	仮を得るとと
	(6) 感染症や災害への対応力強化の取組み	法人で作成したマニュアル等に則り対応を行う。研修や訓練の実施は、最新の情報を得る ために行政からの情報発信を確認したり、外 部研修を受講する機会をつくる。	う。研 ために	で作成したマニュアル等に則り 修や訓練の実施は、最新のり こ行政からの情報発信を確認 多を受講する機会をつくる。	情報を得る
Ш	各事業の実施方針				
	1 包括的支援事業				
	(1) 総合相談支援業務 ②家族介護や複合的な課題を持つ 世帯への支援	調整困難な課題に対応するために、福祉・保健に関する機関と連携し役割分担をしながら支援をする。ケース検討会議で、情報共有と連携、包括的支援体制づくりに取り組む。	し、保	ト護者や複合的な課題を持つ健、医療、福祉サービスをは は支援、関係者につなげる支	じめとする
	(2) 権利擁護業務 ①高齢者虐待への対応	高齢者虐待防止・養護者支援マニュアルに則り、高齢者の安全の確認その他通報・届出に係る事実の確認のための措置ならびに養護者の負担軽減のための措置に関する事務を行う。	り、高 る事実	音虐待防止・養護者支援マニュ 齢者の安全の確認その他通報 その確認のための措置ならびに 経滅のための措置に関する事	B・届出に係 こ養護者の
	(3) 包括的継続的ケアマネジメント 支援業務 ②介護支援専門員への支援	相談内容を整理・分類し、地域ケア会議等でその内容を検討する機会を作ることで、個別ケースの課題を改善するとともに、地域の課題としても 共有し、一緒に問題解決できるように努める。	の内容の課題	N容を整理・分類し、地域ケア会 家を検討する機会を作ることで 風を改善するとともに、地域の記 、一緒に問題解決できるよう!	、個別ケース 課題としても
	2 地域ケア会議				
	(2) 地域ケアセンター会議の開催	地域ケア個別会議、地域ケア予防会議または 他の委託業務において把握した担当地域内の 地域課題について、情報を共有し、その解決 に向けて地域の関係者で協議する。	他の 地域記	rア個別会議、地域ケア予防 長託業務において把握した担 果題について、情報を共有し、 けて地域の関係者で協議する	当地域内の その解決
	3 在宅医療・介護連携の推進				
	(2) 地域の医療資源の把握と 連携強化	地域の医療・福祉資源の把握に努め、情報の 最新化を図る。医療・介護関係間の連携等に 活用するとともに、相談時にどの職員でも活用 できるように準備する。	最新任活用 3	D医療・福祉資源の把握に努 とを図る。医療・介護関係間の けるとともに、相談時にどの職 ように準備する。	の連携等に
	4 認知症施策の総合支援				
	(1) 認知症に関する相談支援	もの忘れが気になる高齢者に対して、積極的に もの忘れ検診の利用を促す。練馬区医師会と連 携し検診結果のアウトリーチを行い、専門機関の 受診や介護予防事業につなげていく。	もの忘 携し検		医師会と連、専門機関の
	5 生活支援体制整備				
	(2) 資源開発	地域ケア会議等の実施や、生活支援体制整備事業の協議体に参加し、地域団体と連携 や、活動支援や不足する生活支援サービスの 創出に努める。	備事類 や、活	ア会議等の実施や、生活支 業の協議体に参加し、地域団 動支援や不足する生活支援 こ努める。	体と連携
	6 ひとり暮らし高齢者等訪問支援				
	(3) 高齢者を見守る地域づくり	担当地域の変更を踏まえ、見守りに関わる団体 や区民に働きかけ、関係づくりと見守りの地域づ くりを行う。地域団体と協働し、高齢者が参加で きる活動を実施する。	け、関	カフェ事業では、地域団体と協	を行う。街か
				-	